

独立行政法人大学入試センターの役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給される給与のうち、期末特別手当については、文部科学省独立行政法人評価委員会の行う業績評価の結果を参考にして、その額の100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	<ul style="list-style-type: none"> ・本給月額を922,000円から919,000円に引き下げた。 ・地域手当を14%から17%に改定した。 ・期末特別手当の年間支給割合を3.35月分から3.10月分に引き下げた。
理事	<ul style="list-style-type: none"> ・本給月額を784,000円から782,000円に引き下げた。 ・地域手当を14%から17%に改定した。 ・期末特別手当の年間支給割合を3.35月分から3.10月分に引き下げた。
監事	<ul style="list-style-type: none"> ・本給月額を728,000円から726,000円に引き下げた。 ・地域手当を14%から17%に改定した。 ・期末特別手当の年間支給割合を3.35月分から3.10月分に引き下げた。
監事(非常勤)	改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	17,624	11,052	4,693	1,879 (地域手当)			※
理事	15,185	9,400	3,992	1,598 (地域手当) 195 (通勤手当)			◇
監事	14,155	8,728	3,707	1,484 (地域手当) 236 (通勤手当)		3月31日	
監事(非常勤)	1,440	1,440		()		3月31日	

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されるものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、
退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし (非常勤監事には退職手 当は支給しない)	

注:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。
 退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、
 退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

職員数の適正化を図りつつ、国と同種の職員と同水準とする等、適正な人件費の管理に勤めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第63条第3項に基づき、業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるよう、学歴、試験、経験等を基に職責の度合いに応じた給与の決定を行っている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績を考慮し、昇格、昇給を実施しているほか、勤勉手当の成績率に反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇格)	従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により、1級上位の級に昇格させることができる。また、上位の級に決定させる資格を有するに至った場合は、その資格に応じた級に昇格させることができる。
俸給月額 (昇給)	一定期間を良好な成績で勤務したときに、その成績に応じ上位の号俸に昇給させることができる。
賞与・勤勉手当 (査定分)	基準日以前6箇月以内の期間における、勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

- ・俸給月額を引き下げた。(平均△0.2%。初任給を中心とした若年層は据置き。)
- ・地域手当を16%から17%に改定した。
- ・自宅に係る住居手当(新築・購入後5年に限り2,500円を支給)を廃止した。
- ・期末・勤勉手当の年間支給割合を4.50月分から4.15月分に引き下げた。
- ・1日当たりの所定勤務時間を8時間から7時間45分に短縮した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	72人	42.6歳	6,886千円	5,136千円	168千円	1,750千円
事務・技術	59人	41.2歳	6,311千円	4,738千円	170千円	1,573千円
教育職種	13人	48.9歳	9,497千円	6,944千円	161千円	2,553千円
研究職種	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (高等専門学校教員)	該当者なし					

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 3	歳 68.5	千円 3,822	千円 2,829	千円 53	千円 993
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
その他	人 3	歳 68.5	千円 3,822	千円 2,829	千円 53	千円 993

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

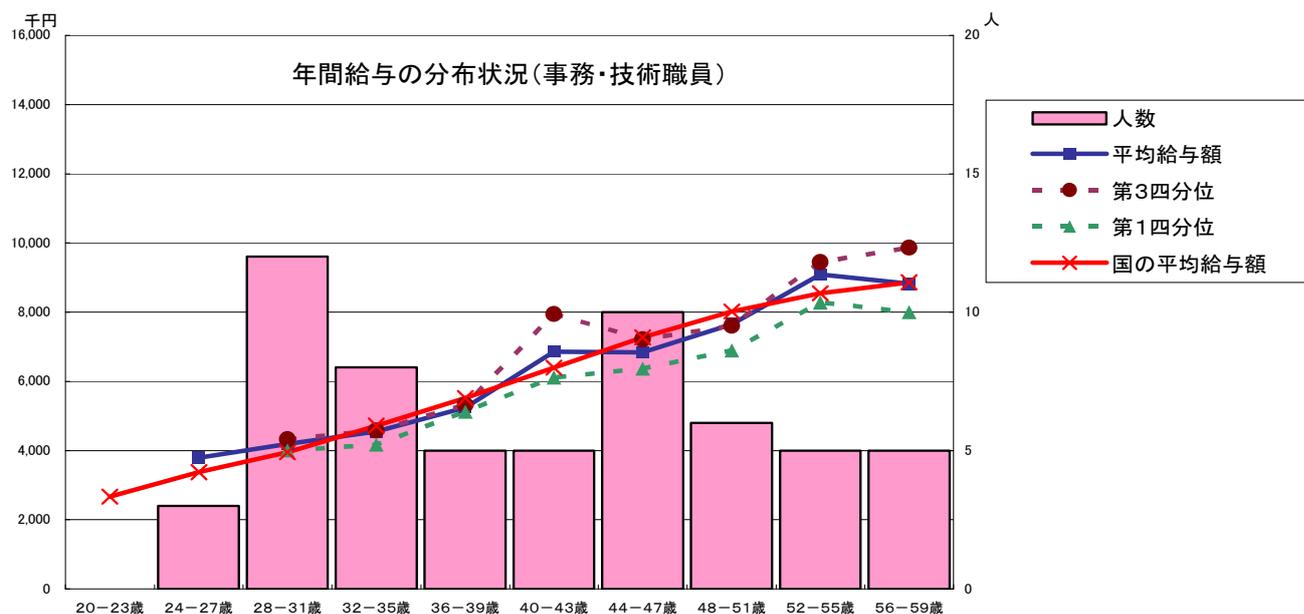
注2:常勤職員の「教育職種」とは、国の教育職(一)相当の者である。

注3:再任用職員については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注4:非常勤職員の「その他」とは、用務員、校正員である。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)

[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:24-27歳の該当者は4人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3四分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
		人	歳	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
部長	1	—	—	—	—	—	—
課長	7	51.8	8,500	9,312	9,312	9,913	9,913
課長補佐	9	49.6	7,322	7,510	7,510	7,610	7,610
係長	17	45.1	5,936	6,465	6,465	6,891	6,891
主任	9	36.4	4,506	4,791	4,791	4,686	4,686
係員	16	29.6	3,996	4,111	4,111	4,199	4,199

注:部長の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢以下の事項を表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		係員	係員・主任	主任・係長	課長補佐	課長	課長	部長
人員 (割合)	59 人	1 人 (1.7%)	16 人 (27.1%)	22 人 (37.3%)	9 人 (15.3%)	5 人 (8.5%)	5 人 (8.5%)	1 人 (1.7%)
年齢(最高 ～最低)			33～27 歳	49～34 歳	59～45 歳	59～40 歳	59～51 歳	
所定内給 与年額(最 高～最低)			3,513～ 2,665 千円	5,337～ 3,098 千円	6,045～ 4,987 千円	6,517～ 5,258 千円	7,577～ 6,993 千円	
年間給与 額(最高～ 最低)			4,620～ 3,591 千円	7,212～ 4,159 千円	8,225～ 6,753 千円	8,500～ 7,134 千円	10,131～ 9,398 千円	

注: 1級及び7級の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	64.0%	66.4%	65.3%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.0%	33.6%	34.7%
	最高～最低	41.7～33.1%	45.2～29.6%	43.6～31.2%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	64.8%	68.2%	66.6%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.2%	31.8%	33.4%
	最高～最低	38.1～32.8%	34.3～29.3%	35.9～31.1%

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 99.9

対他法人(事務・技術職員) 94.1

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 99.9	
	参考	地域勘案 87.5
		学歴勘案 98.7
	地域・学歴勘案 87.2	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	非該当	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 2.3% (国からの財政支出額 254,048,000円、支出予算の総額 11,018,837,000円：平成21年度予算)	
	【検証結果】 非該当	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成20年度決算)	
	【検証結果】 非該当	
講ずる措置	非該当	

III 総人件費について

区分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成18年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 743,793	千円 768,290	千円 (%) △ 24,497 (△ 3.2)	千円 (%) △ 65,415 (△ 8.1)
退職手当支給額 (B)	千円 2,449	千円 36,398	千円 (%) △ 33,949 (△ 93.3)	千円 (%) △ 68,644 (△ 96.6)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 101,652	千円 100,300	千円 (%) 1,352 (1.3)	千円 (%) △ 8,831 (△ 8.0)
福利厚生費 (D)	千円 94,312	千円 101,435	千円 (%) △ 7,123 (△ 7.0)	千円 (%) △ 18,194 (△ 16.2)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 942,206	千円 1,006,423	千円 (%) △ 64,217 (△ 6.4)	千円 (%) △ 161,084 (△ 14.6)

注：平成20年度公表様式においては、法定外福利費は欄外に別途記載していたため、前年度の福利厚生費と最広義人件費の額が異なっている。

総人件費について参考となる事項

(1)前年度と比較した場合の増減の理由について

①給与、報酬等支給総額

業務や人員配置を見直して、事務職員の後任補充を一部留保したほか、国家公務員の給与制度に準じて、俸給月額や期末・勤勉手当の支給割合を引き下げたことにより、前年度と比較して3.2%減少した。

②最広義人件費

時限付き研究課題のための要員として非常勤職員を採用したことなどから「非常勤役員等給与」は増加したものの、退職者数の減少に伴う「退職手当支給額」の減少及び上記の理由により、前年度と比較して6.4%の減少となった。

(2)人件費削減の取り組みについて

① 中期目標において、国家公務員に準じた人件費削減の取り組みを行うとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しに取り組むこととしている。

② 中期計画において、退職手当、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除き、平成17年度予算額(850,000千円)と比して5年間で5%以上の削減を図ることとしている。

(人件費削減の場合)

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	812,241	809,208	792,390	768,290	743,793
人件費削減率 (%)		△0.4	△2.4	△5.4	△ 8.4
人件費削減率(補正值) (%)		△0.4	△3.1	△6.1	△ 6.7

注:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。
なお、平成18年、19年、20年、21年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし